

第五号様式

- (1) 及び の欄並びに((25))の欄(「条件」を表示する箇所に限る。)には、略号告示で定めるところに従つて、その略号を記載すること。
- (2) 共同抵当に関する申請をする場合には、申請書の(その1)は自動車一両ごとに記載し、(その2)は目的となるすべての自動車について同一の用紙を用いて記載すること。
- (3) その他第一号様式の記載方法(2)、(4)及び(8)本文後段の例により記載すること。